

監理団体の業務の運営に関する規程

協同組合 東京共同事務センター 浜松支部

第1 目 的

この規定は、外国人の技能実習の定期制な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令(以下「技能実習関係法令」という。)に基づいて、本事業所において監理事業を行うにあたって必要な事項について、規程として定めるものです。

第2 求 人

- 1 本事業所は、国内、スリランカ・中国・タイ・ベトナム・モンゴル・ミャンマー・カンボジア・フィリピン・インドネシアにおいて、別表1に記載の職種を対象とし、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに関する職業紹介に関する限り、協同組合 東京共同事務センターの構成員である企業（以下、[傘下企業]といいます。）からの求人の申込みについてこれを受理します。
ただし、その申込みが法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べ著しく不適当である場合、又は、団体監理型実習実施者が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。
- 2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）またはその代理人が直接来所されて、所定の求人票と所定の添付書類と共によりお申込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックス又は電子メールによるお申込みでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方以外の方により明示して下さい。
- 4 求人の申込みを受理したのち、後日、監理費（職業紹介費）を、別表2の監理費表に基づき申し受けます。一旦申し受けました手数料は、紹介の成否に関わらずお返しいたしません。

第3 求 職

- 1 本事業所は、国内、スリランカ・中国・タイ・ベトナム・モンゴル・ミャンマー・カンボジア・フィリピン・インドネシアにおいて、別表1に記載の職種を対象とし、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに関する職業紹介に関する限り、求職

の申込みについてこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

- 2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）または、海外在住の場合は、関係各省庁に届出の海外取次機関を経由し、所定の求職票と所定の添付書類と共に、郵便、ファックス又は電子メールにて申込みください。

第4 技能実習に関する職業紹介

- 1 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 団体監理型技能実習生等の方には、そのご希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話致します。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、海外在住の場合は、関係各省庁に届出の海外取次機関と本組合にて調整の上、情報閲覧及び面接等の方法により紹介を致します。本事業所が紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して行って頂きます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から監理費（職業紹介費）を、別表2の監理費表に基づき申し受けます。

第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- 1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって3ヶ月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消事由に該当する疑いがあると認めた時は、直ちに監査を行います。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習管理にあっては、監理責任者の指揮の下、1ヶ

月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し、必要な指導を行います。

- 3 技能実習を労働力の需要の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は、監理事業の紹介をしません。
- 4 第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って、入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。
- 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。
- 6 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしません。
- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置が講じます。
- 9 本事業所は監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示します。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望する者が技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。
- 11 上記の他、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第6 監理責任者

- 1 本事業所の監理責任者は、杉浦 直人です。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
 - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
 - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習生の保護
 - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全、及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関するこ
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第7 監理費の徴収

- 1 監理費は、団体監理型実習実習者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。
- 2 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実習者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実習者等から、別表2の監理表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型実習実習者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立の斡旋に係る事務に要する費用（募集及び選抜に「要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

- 3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあっては入国前講習の開始日以降に、団体監理型実習実習者等から、別表2の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（団体監理が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝礼、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当、その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

- 4 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実習者等の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実習者から、別表2の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実習者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

- 5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実習者等から、別表2の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とします。

第8 その他

- 1 本事業所は、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実習者等又は、団体監理型技能実習生等から苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用契約を締結しましたならば、団体監理型実習実習者等、団体監理型技能実習生等の双方から本事業所にその報告をして下さい。

また、紹介されたにもかかわらず、雇用契約を締結しなかった場合にも、同様に報告してください。

- 3 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実習者等から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実習者等に対し、その申込みの受理、面接、指導等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門

地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。

- 5 本事業所の取扱職種の範囲等は、別表1に記載の職種です。
- 6 本事業所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本事業所の業務は全て、技能実習関係法令に基づいて運営されておりますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

平成29年 5月 23日制定

平成30年 7月 24日改定

令和2年 6月 30日改定

令和3年 5月 31日改定

令和4年 5月 31日改定